

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例をここに公布する。

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条第1項の規定に基づき、鳥取港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物)

第2条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表に掲げるもの以外のもの(知事が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。)とする。

(罰則)

第3条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年条例第11号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、その他の規定は平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭63条例11・平10条例28・平16条例23・一部改正)

| | |
|--------|--|
| 商港区 | (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。) (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を営む者の事務所 (3) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 (4) 飲食店営業又は物品販売業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項又は第6項に規定する風俗営業又は店舗型風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。)を営むための施設 |
| 漁港区 | (1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号、第9号から第9号の3まで及び第10号の2に掲げる港湾施設 (2) 漁船のための係留施設、給油施設、給水施設及び給氷施設 (3) 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設 (4) 荷さばき所その他水産物の処理のための施設 (5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 (6) 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設 (7) 網干し場その他漁具の補修又は保管のための施設 (8) 漁船乗組員及び漁業関係労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 (9) 漁業会社、漁業協同組合その他知事が指定する団体及び業者の事務所 (10) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 |
| 保安港区 | (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 (3) 消火施設その他の危険防止施設 (4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所 (5) 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所 |
| マリーナ港区 | (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2から第9号の3まで及び第10号の2に掲げる港湾施設 (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具の倉庫及びレクリエーション用船舶を陸上に架設するための施設 (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所その他知事が指定する福利厚生施設 (4) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 (5) 飲食店営業又は物品販売業を営むための施設その他知事が指定する便益施設 |
| 修景厚生港区 | (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 (3) 売店その他知事が指定する便益施設 |

備考 この表において、「商港区」、「漁港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条第1項の規定により知事が鳥取港の臨港地区内において指定した商港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区をいう。